平成２９年（フ）第９号
滋賀県長浜市今川町347番地２
債務者　髙橋真奈美
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
奈良県大和高田市甘田町12番29号
債務者　本多　一則
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1427番地６、前住所京都府宇治市木幡西浦49番地リジェール柳田307号
債務者　田中　淳三
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１４９号
広島市中区東平塚町７―16―204、住民票上の住所広島市中区猫屋町３番１―1305号
債務者　阪田　理香
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３号
広島市南区皆実町６丁目17番５―402号
債務者　橋本　幸雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
広島県安芸郡熊野町平谷２丁目10番３号
債務者　吉田美佐惠
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８号
広島市安佐北区可部９丁目35番59―101号
ディアス九品寺Ｂ
債務者　黒木菜穂子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
山口県下関市東観音町８番３号、前住所山口県下関市小月小島１丁目３番11号
債務者　マーベル・ベットライブスこと　矢冨寛人
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
愛媛県今治市松本町２丁目６―６　今治セントラル病院内、住民票上の住所愛媛県越智郡上島町岩城1560番地　共栄荘２階北、前住所愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番43号　大永ビル505号、前々住所愛媛県今治市室屋町６丁目４番15号
債務者　花田　忠志
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県久留米市篠原町４番地10　トーカンマンション久留米駅東607号、前住所福岡県久留米市東町29番地15　第２サンシャインビル306号
債務者　大塚　和代
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９号
大分県別府市大字鶴見3615番地　コーポ安部203号
債務者　山本　耕造
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
大分市今津留３丁目16番18号（敬洋ビル405）
債務者　瀬形　　愛（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
宮崎市城ケ崎１丁目１番地16　アトリオ城ケ崎201号
債務者　大渕　純一
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８３号
宮崎市京塚２丁目３番19号
債務者　渡邉　弓子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８８号
宮崎市松橋２丁目５番28号　アンシャンテＭ103号、前住所宮崎市千草町11番３号　ｕｔｓｕｗａ03―203号
債務者　吉野　美佳（旧姓押川）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
鹿児島県阿久根市塩鶴町１丁目38番地　ドリームス花205
債務者　増田　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交通（株）内
債務者　髙邊　正一
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係